

議案第 1 6 号

向日市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

向日市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

向日市長 安 田 守

条例第 号

向日市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例

向日市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年
条例第8号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正	現 行
（食事の提供の特例） 第16条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) 略 (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、本市等の栄養士<u>又は管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) 略 2 略 （職員） 第29条 略 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた 数以上とする。 (1)及び(2) 略	（食事の提供の特例） 第16条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) 略 (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、本市等の栄養士_____により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士_____</u>による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) 略 2 略 （職員） 第29条 略 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた 数以上とする。 (1)及び(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 略

（職員）

第31条 略

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)及び(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 略

（職員）

第44条 略

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることはできない。

(1)及び(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につ

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 略

（職員）

第31条 略

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)及び(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 略

（職員）

第44条 略

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることはできない。

(1)及び(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につ

き 1 人 3 略 (職員) 第 4 7 条 略 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1) 及び (2) 略 (3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童 おおむね <u>1 5 人</u> につき 1 人（法第 6 条の 3 第 1 2 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満 4 歳以上の児童 おおむね <u>2 5 人</u> につき 1 人 3 略	き 1 人 3 略 (職員) 第 4 7 条 略 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1) 及び (2) 略 (3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童 おおむね <u>2 0 人</u> につき 1 人（法第 6 条の 3 第 1 2 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満 4 歳以上の児童 おおむね <u>3 0 人</u> につき 1 人 3 略
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 6 条の改正規定は、令和 7 月 4 月 1 日から施行する。